



山形県公報

平成22年12月24日（金）
第2206号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…1283
- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（農政企画課）… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）…1284
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1285
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 道路の位置の指定……………（最上総合支庁建築課）… 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会12月定例会の招集……………1286

## 告 示

### 山形県告示第989号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成22年12月1日招集した山形県議会定例会は、同月17日閉会した。

平成22年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第990号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成22年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市金沢の区域の者が営むもの
- 2 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市加茂の区域の者が営むもの

- 3 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市今泉の区域の者が営むもの
- 4 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市油戸の区域の者が営むもの
- 5 (1) 加入区の名称  
鶴岡市由良加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市由良の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業

山形県告示第991号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所         |
|----------|-------------|-------------|
| 理 事      | 青 木 兵 右 エ 門 | 長井市平山1208番地 |

山形県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年12月24日から平成23年1月6日まで縦覧に供する。

平成22年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                             | 延 長                    |
|-------------------------------------|------|-----------------------------------|------------------------|
| 寒河江市字中河原132番1から<br>西村山郡河北町字造山79番1まで | 旧    | 21.5 <sup>メートル</sup><br>}<br>9.2  | <sup>メートル</sup><br>514 |
| 同 上                                 | 新    | 26.5 <sup>メートル</sup><br>}<br>15.0 | 同 上                    |

**山形県告示第993号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年12月24日から平成23年1月6日まで縦覧に供する。

平成22年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|---------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 西村山郡大江町大字柳川字壇ノ腰117番1から<br>同 字柳川157番まで | 旧    | 10.5メートル<br>}<br>8.0 | メートル<br>147 |
| 同 上                                   | 新    | 10.5メートル<br>}<br>8.0 | 同 上         |
| 同 上                                   |      | 75.0メートル<br>}<br>8.0 | メートル<br>247 |

**山形県告示第994号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年12月24日から平成23年1月6日まで縦覧に供する。

平成22年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 寒河江市字中河原132番1から  
西村山郡河北町字造山79番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年12月24日

**山形県告示第995号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年12月24日から平成23年1月6日まで縦覧に供する。

平成22年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字柳川字壇ノ腰117番1から  
同 字柳川157番まで
- 3 供用開始の期日 平成22年12月24日

**山形県告示第996号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成22年12月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道最総建第206号
- 2 指定の場所 新庄市宮内町455-1の一部
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長34.03メートル

4 指定年月日 平成22年12月14日

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第20号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成22年12月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

1 招集の日時 平成22年12月28日（火） 午前11時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

#### 3 議 題

(1) 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 山形県社会教育委員の解嘱について